

沼津市学校給食共同調理場条例の一部改正について

沼津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

沼津市学校給食共同調理場条例（平成 7 年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「沼津市立第一小学校共同調理場」を「沼津市立集明小学校共同調理場」に改め、同表沼津市立第一小学校共同調理場の項給食実施校の欄中「沼津市立第一小学校」を「沼津市立集明小学校」に、「沼津市立第一中学校」を「沼津市立集明中学校」に改め、同表沼津市立第三中学校共同調理場の項中「沼津市立第二中学校」を削る。

付 則

この条例中別表の改正規定（「沼津市立第一小学校共同調理場」を「沼津市立集明小学校共同調理場」に、「沼津市立第一小学校」を「沼津市立集明小学校」に改める部分に限る。）は令和 8 年 4 月 1 日から、別表の改正規定（「沼津市立第一中学校」を「沼津市立集明中学校」に改める部分及び沼津市立第三中学校共同調理場の項中「沼津市立第二中学校」を削る部分に限る。）は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

「提案理由」

集明小学校及び集明中学校の開校に伴い、共同調理場の名称を変更するとともに、給食実施校を整理するものである。